

上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 1 0 号

上尾市立大石南中学校再編検討協議会条例

(設置)

第 1 条 上尾市学校施設更新計画基本計画（上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が上尾市立小・中学校の施設の更新に関し基本的な考え方を定めた計画をいう。）に基づき、上尾市立大石南中学校（以下「大石南中学校」という。）に関する学校規模の適正化について協議し、もって子供たちの学びに望ましい学校規模を実現するため、上尾市立大石南中学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、大石南中学校に関し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の再編に関すること。
- (2) 通学区域の編成に関すること。
- (3) 生徒の安全確保に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、学校規模の適正化に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 2 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大石南中学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 大石南中学校の通学区域内に居住する小学生の保護者
- (3) 大石南中学校の通学区域内に居住する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 大石南中学校の校長及び教職員
- (6) 上尾市立大石南小学校の校長
- (7) 上尾市立平方北小学校の校長
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第22号の3の次に次の1号を加える。

(22)の4 上尾市立大石南中学校再編検討協議会委員

別表第1の22の3の項の次に次のように加える。

22 の4	上尾市立大石南中学校再編検討協議 会 会長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
----------	-----------------------------------	------------------------

(この条例の失効)

- 3 この条例は、協議会が大石南中学校に関する学校規模の適正化について必要な協議を終えたと決した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。